平成２４年（フ）第８３号
愛媛県今治市波方町波方甲2217番地
破産者　有限会社真鍋建設
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６０号
熊本県球磨郡錦町大字木上南1355番地
破産者　福本建設有限会社
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第１２０１１号
東京都中央区日本橋箱崎町22―10―903
破産者　大塚　泰則
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９号
静岡県浜松市北区細江町中川813番地の19
破産者　株式会社建塗ＮＡＫＡＤＡ
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２４６号
京都市北区紫野南船岡町61番地
破産者　有限会社辻河織物
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
松江市御手船場町568番地
破産者　有限会社網元
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
高知市福井町3021番地　ベルセ福井102
破産者　岡内　光男
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３号
高知市はりまや町２丁目１番10号
破産者　株式会社なごみ
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６６号
福岡県直方市須崎町14―８グレースM301号、住民票上の住所福岡県直方市溝堀１丁目３番30号
破産者　田中　哲夫
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９３号
長野県須坂市大字日滝616番地
破産者　久保田新一
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
長野県須坂市墨坂南４丁目10番７号
破産者　柘植美津子
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
福岡市東区舞松原２丁目４―２サンフィールド７―301号、住民票上の住所福岡市城南区樋井川４丁目22番７号
破産者　藤木　哲也
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４００号
福岡市城南区樋井川４丁目22番12号
破産者　木村　弘美
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３５号
福岡市博多区堅粕１丁目25番１―602号
破産者　畑井　利久
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５９号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久69番地９
破産者　原島　　猛
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
札幌市南区藤野２条６丁目３番16号　マンションいとうＡ203号
破産者　藤嶋　ミヱ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目８番15号　リバーサイドコーポ202
破産者　野口　義雄
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
北海道小樽市富岡１丁目27番22号
破産者　鍵谷　コト
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２３号
岩手県下閉伊郡山田町山田第16地割９番地10山田町平安荘隣地仮設住宅１―１、住民票上の住所岩手県下閉伊郡山田町織笠第11地割109番地２
破産者　大石　裕治
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第６２７号
仙台市若林区白萩町22番13号　佐重ビル202
破産者　外岡　路子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係